

# 北安江地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		北安江地区まちづくり計画				
対象となる区域		北安江3丁目、北安江4丁目、西念1丁目及び広岡3丁目の各一部				
区域の面積		約14.0ha				
まちづくりの目標		本地区は、金沢駅西口広場から北へ約1kmの位置にあり、金沢駅西土地区画整理事業による基盤整備が行われた地区である。幹線道路沿道の機能的で秩序ある景観形成と背後地の良好な居住環境の共存を図り、安全で安心なまちづくりを目標とする。				
まちづくりの方針		上記目標に向け、下記の地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい快適で魅力あるまちづくりを推進する。				
		地区の区分				
		商業地区	準工業地区	準住居地区	第2種住居地区	第1種住居地区
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、基準時に既に存するまあじゃん屋、工場の建て替え等で北安江中丁町会（以下「町会」という。）と協議し、承認を得たものはこの限りでない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる風俗営業の用に供するもの (2) ホテル又は旅館 (3) ゴルフ練習場、バッティング練習場等の屋外運動施設 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) カラオケボックス (7) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 建築基準法別表第2（と）項第2号から第4号までに掲げるもの (11) 店舗、事務所等でその用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの (12) 店舗、事務所等でその用に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの				
	建築物等の高さの最高限度	20m以下とする。			階数は地階を除き4階以下で、高さは12m以下とする。	
		ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 (1) 高さ5m以下の階段室、昇降機塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のもの (2) 基準時に既に存する建築物を建て替える場合において、既存の高さを超えないもので町会と十分に協議し、承認を得たもの				
	壁面の位置の制限	道路又は隣地等の境界から壁面又はこれに代わる柱の面までの最低限度は1m以上とする。 ただし、建築物等の高さが12m以下で、かつ、隣地所有者の承諾がある場合は0.5m以上とすることができる。 なお、次に掲げるものはこの限りでない。 (1) 道路境界線からの壁面後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒高2.3m以下の独立した車庫 (2) 隣地等境界線からの壁面後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒高2.3m以下の独立した車庫及び物置その他これらに類するもの				
		○				

住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の形態 又は意匠の制限	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 屋根の色は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等の落ち着いた色調とする。</p> <p>(2) 外壁の色は茶、グレーを基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>(広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は自家広告又は土地、建物の管理広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障がないものとする。</p> <p>(2) 壁面後退線内に表示してはならない。</p> <p>(3) 屋上又は屋根面には設置しないものとする。</p> <p>(4) 壁面に表示する場合は、広告物等(ただし、ビル名称等は除く。)の上端は地盤面より6m以下とし、かつ、表示面積は10㎡以下とする。</p> <p>(5) 外壁から張り出して設置する場合は、一建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内で、かつ、下端は地盤面から2.5m以上とし、表示面積は10㎡以下とする。</p> <p>(6) 独立広告物を設置する場合は、高さは地盤面から6m以下とする。また、1面当たりの表示面積は5㎡以下とし、かつ、合計表示面積は10㎡以下とする。</p> <p>(7) 広告物全体の表示面積は10㎡以下とする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>(1) 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣、植栽又は透過性フェンス</li> <li>・コンクリートブロック、石積等で高さ0.6m以下のもの</li> </ul> <p>(2) 駐車場の出入口以外の箇所に、垣又はさくを設けるように努める。</p>
	駐車場に関する事項	<p>(1) 夜間に複数の車輛が入り出りするおそれのある駐車場について、周辺住民等と協議し、騒音防止対策を講じなければならない。</p> <p>(2) 駐車場の出入口が建築物等により、歩行者の視界を遮るおそれがある場合は、歩行者の安全のために駐車場の出入口であることが認識できるような対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草除去等の環境整備に努めなければならない。</p>
	空き地及び空き家等の管理に関する事項	<p>空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全、環境保全の対策を講じなければならない。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成15年8月1日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成16年9月1日に一部変更しています。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。